

仕様書

- 1 業務名
博物館活動センター収蔵展示室グラフィックパネル制作等業務
- 2 業務概要
委託者が提供する資料を基に、グラフィックパネルのデザイン及び制作、既存グラフィックパネル等の修正を行う。
- 3 業務目的
グラフィックパネルを制作・改訂することで、以下の目的を達成する。
 - (1) 研究成果や展示の意図を図解や解説文を用いて視覚的にわかりやすく整理することで、観覧者が正確かつ効果的に理解できる。
 - (2) 「博物館の設置及び運営上の望ましい基準」（平成23年12月20日文部科学省告示第165号）第8条に規定する「学習機会の提供」を、来館者の集中度や職員配置等に関わらず、普遍的かつ恒常的に行うことができる。
 - (3) 博物館活動の成果として、知的生産物を一般に公表するための汎用性の高いデジタル化した素材・媒体にできる。
- 4 履行期間
契約締結の日から令和8年3月20日（金）まで
- 5 要求仕様
 - (1) グラフィックパネルのデザイン制作
既存のグラフィックパネルと併せて展示した際に、来館者が違和感を持たないよう、レイアウトや色調等を揃え一体感のあるデザインにすることを前提とする。
 - ア 受託者は、委託者があらかじめ用意する原稿及び背景グラフィック並びに図表を基にデザイン（印刷サイズでA0（W841mm×H1,189mm））を5点制作すること。
 - イ グラフィックパネルの制作には15点のイラストを含む。いずれも植物のイラストであり、委託者が用意する写真を基に作成すること。

なお、制作するイラストのイメージは、「[まもう札幌の仲間たち。](#)」（札幌市環境局環境都市推進部発行）に各植物の特徴を反映させた程度とするので参考にすること。

 - ウ 受託者は、原稿等の提供を受けてから納品に至るまでのすべての工程において、委託者が提供する学術的情報の意図については忠実に再現し、誤植、誤記、又は図版の不適切な表示が発生しないよう、管理体制を整えること。
 - エ 多様な人々がグラフィックパネルを見ることができるよう、ユニバーサルデザインを考慮し、以下の基準を満たすこと。
 - (ア) フォント
原則として高い可読性を持つサンセリフ体（ゴシック体）を使用すること。特に、解説文などは高齢者等に配慮し、ユニバーサルデザインフォント（UD）を使用すること。

(イ) フォントサイズ

パネルから離れて（視距離1m程度）閲覧されることを想定し、見出し1の文字高は概ね50mm以上、見出し2の文字高は概ね30mm以上、解説文の文字高は概ね16mm以上確保すること。

(ウ) 文字方向

原則横書きとする。欧文と数字は、レイアウトの均一性よりも可読性を優先し、半角を用いること。

(エ) コントラスト比

高齢者等の利用を最大限に配慮するため、背景と文字の輝度比は7：0：1以上とすること。

(オ) 色の組み合わせ

色覚多様性のある人の見え方にも考慮した配色とし、シミュレーションツール等を用いて、視認性を確認すること。

(2) グラフィックパネルの制作

ア グラフィックの出力

(ア) (1)で制作したグラフィック5点を各A0サイズで印刷すること。

(イ) 使用する用紙はユポ紙とし、耐久性を上げるためマットラミネート加工を施すこと。

(ウ) 色校は2回行うこと。

イ グラフィックパネルの制作

上記アをポスタークリップ(PosterGrip (R)-44R、厚み：21mm、屋内用)に収めること。

なお、照明等からの反射による視認性の低下を防ぐため、アクリル板には高透過性かつ低反射性の加工(ARコーティングや高機能マットラミネート等)を行うこと。

(3) 既存グラフィックパネル等の修正・出力

ア 以下のグラフィックパネルデータ(AI形式)の挿入図及び解説文を委託者の指示のもと差し替え・修正し、出力したシート等をポスタークリップ(PosterGrip (R)-44R、厚み：21mm、屋内用)に収めること。

(ア) 札幌・海の時代～発見された化石たち～

イ 再剥離が可能なグラフィックシール(Φ150mmの円形で、ビニール製)を作成すること。(デザインの修正案は別紙を参照)

6 成果品及び納入場所

(1) 成果品

ア グラフィックデザインデータ(AI形式及びPDF(PDF/X-4又はPDF/X-5)形式)一式

※色空間は、CMYK(Japan Color 2001 Coated)とすること。また、AI形式はアウトライン・ラスタライズ化をしたものとしているものの2種とし、ファイル名で識別できること。

- イ グラフィックパネル 6枚（新規5枚・修正1枚）
- ウ グラフィックシール 2枚

(2) 納入場所

札幌市博物館活動センター（札幌市豊平区平岸5条15丁目1-6）

7 著作権等の取り扱い

(1) 著作権の譲渡

受注者は、発注者に対し、本件契約に基づく成果物（以下「本著作物」という。）に関する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を、譲渡するものとする。

(2) 著作人格権

ア 受注者は、本著作物に関する著作者人格権を、発注者又は発注者が指定する第三者に対して行使しないものとする。

イ 本著作物の著作者が受注者以外のものであるときは、受注者は発注者又は発注者が指定する第三者に対して、本著作物に関する著作者人格権を行使されないよう適正な措置を講ずるものとする。

(3) 保証

ア 受注者は、発注者に対し、受注者が本著作物を創作したこと又は適正な著作権の譲渡を受けていること及び第三者の著作権、著作者人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証する。

イ 本著作物の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受注者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ発注者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

8 その他

- (1) この業務の履行にあたり、疑義が生じた場合は、委託者および受託者双方の協議により処理する。
- (2) この業務の履行にあたり、必要がある場合は相互調整のため打ち合わせを行うものとする。
- (3) この業務の履行に伴う打ち合わせ、資料、計画等の内容については、外部に漏洩しないこと。
- (4) この業務の履行においては、本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。
- (5) 受託者は、委託者又は委託者の関係者から提供を受けた資料等は、本業務にのみ使用するものとする。
- (6) 受託者は、本契約の履行により知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
- (7) 受託者は、本委託事業を第三者に再委託してはならない。但し、事前に文書により、委託者と協議し、承認を得た事項については、第三者に委託して行うことができる。

(8) 本仕様書に定めのない事項及び業務遂行上疑義が生じた場合は、その都度、委託者と別途協議のうえ、処理すること。

グラフィックシールの修正について

| 修正するグラフィックシール | 修正内容 | 参考 |
|---|--------------------|--|
|  <p>修正するグラフィックシール</p> | 「ドロノ木」を「ドロノキ」に修正 | |
|  <p>修正するグラフィックシール</p> | キアゲハのイラストを右図を参考に修正 |  <p>参考</p> |